

# 教宣 せぶん

## シーン 運動論について

「君たちはそう主張するけれど、この現実を見た時に、この数字を見た時に、君が経営者だったらどうする?」。もし経営者からこう迫られたら何と答えますか?

経済合理性という経営のホームグラウンドに立って、その中で自らの存在感を発揮したり、経営から認められる存在であることをアピールしたりするという前提で「もの」を考えれば、この問いに返す言葉はなくなるでしょう。その問いかけを経営の口から発せさせないことがその人たちの最大の運動、取り組みになるはずですが、経営者のホームグラウンドに立たず、確たる自分のホームグラウンドを持っていれば、「俺は経営者でないからわからない。それを考えるのが経営者の仕事だろう」「経営の問題点はわかったが、働く私たちに不利益は被らせないでくれ」と突っぱねることができます。もちろん、企業内では、前者は「優遇」され、後者は「冷遇」されるでしょう。しかし、トータルで見た時に、どちらが優遇されるかはわかりません。私たちはそれを確認、実証するためにも、「いま」をたたかっています。

脇山証言の中で「留まった人とは運動論が全く合わない」という発言がありました。そのあたりのことを、陳述書では、「有志の会や全損保本部の動向は、(中略)『全損保に残りさえすれば何とかなる』といわんばかりの観念的な、単なる組織維持論にしか過ぎないという思いであった」「残って何をするのか、どうしていくのか、組合員の雇用と処遇を具体的にどう守っていくのかという視点で論議を交したかったが、そうした提言はほとんど出されなかったと記憶している」と書いています。

7年前に制度改定提案を当時の日動社と合意した時、全損保本部は反対しませんでした。全損保と言う組織が「いまあるものを何があんでもすべて守れ」「会社が提案することはなんでも反対しろ」というスタンスでないことは、当時の制度改定を主導した脇山証人が一番わかっていることだと思います。東海社との合併を前に、その東海経営の考え方・やり方・手口を、彼らとのたたかいを通して熟知している、経験として持ち得ている存在として、当時全損保本部は「日動経営と違って向こうのグラウンドに立った瞬間に『勝てなくなるよ』『返す言葉がなくなるよ』『生活も雇用も破壊されるよ』」ということ、脇山証人に指導していたのではないのでしょうか。しかし、相手のグラウンドに立って、存在感を認めてもらおうとしていた脇山証人にとっては、グラウンドに立ってどうプレーをすれば良いかを求めており、グラウンドじたいに立ってはいけないという忠告がまったく心に届かなかったのだと思います。相手のグラウンドに立たないという運動論など、最初から役に立たないと思っていたのではないのでしょうか。相手や状況を見て、相手のグラウンドには立たないという運動論

は、長い目で働くものを「守る」万能な運動論だと思いますし、決して卑怯な考え方ではありません。労使対等が法に規定されている以上、片方のホームグラウンドにだけ立たなければならぬこともありませんし、一戦で決着をつける場合、第三国で勝負を行なうことはいまや常識です。自らのアドバンテージが駆使できない状況をつくられるからこそ、時の経営は、そういう「フラット」な考え方を持つ者を冷遇し、排除しようとするのではないのでしょうか。

脇山証人の陳述書の最後に「原告は本社前や全国の主要部支店前で、抗議行動と称してビラを通行人に配ったり、拡声器を使用して会社に対する要請などを行なっているが、（中略）転進（退職した）元組合員すら『止めて欲しい』という声がある」と記しています。脇山証人は、組織脱退の方針を決める際、この組織がこのような全損保的なたたかいはできない、会社の冷遇についていけないだろうと判断したようですが、確かにそういう考え方の者がいたことは否定しません。しかし、同時に「そうまでしてでも生活と雇用は守って欲しかった」という者や「生活と雇用が守ることができるなら、そんなことは朝飯前だ」と考えた者も少なからずいたと断言します。そして、そうまでしてでも自らの生活・雇用、働くものの明日を切り拓いていこうとする者の意思や権利を、多数決で奪い去ることはできないはずで、個人加盟の全損保という組織では、それは不可能です。

覆水は盆には返りません。運動論についていま議論しても仕方がないことですが、冷遇されてでも、自らや、明日の働くものの生活と雇用を守るために、たたかっている私たちが、特別会計をはじめとした組合財産を一円も受け取れないことは、どう考えても理不尽で、納得できません。